

音羽川小学校 P. T. A. 規約（案）

第1条 名 称

本会は音羽川小学校 P. T. A. と称し、事務所を音羽川小学校に置く。

第2条 目 的

本会は教育基本法の精神にのっとり、児童の健全な育成を願って保護者と教職員が協力し、学校・家庭並びに社会の教育環境を改善し、かつ会員の教養を高めることを目的とする。

第3条 性 格

本会は政治・信仰等に左右されたり、個人的な営利を目的とする行為は行わない。

第4条 事 業

1. 児童の健全な成長を図るため、会員相互の学習活動をする。
2. 学校の教育環境をよくし、教育効果が向上するように協力する。
3. 会員相互の親睦を深め、教養を高めるため活動する。
4. 地域諸団体との連絡を密にし、明るく豊かな地域社会にするよう努める。
5. 本会の目的を達成するのに必要な事業を行う。

第5条 会 員

本会の会員の資格等は次のとおりとする。

1. 会員は本校在籍児童の保護者と教職員とする。
2. 会員は所定の会費を納めなければならない。
但し、事情により役員会の承認を得て減免することが出来る。
3. 会員はすべて役員・委員に選出され、かつ当該会議に動議を提出し、賛否を表明することができる。

第6条 機 関

本会は次の機関を置く。

1. 総会
2. 本部役員会
3. 運営委員会
4. 地域委員会
5. 選挙管理委員会
6. 会計監査委員会

7. 特別委員会

第7条 役員

1. 本部役員

- (イ) 会長 1 名 (ロ) 副会長 状況に応じ 4～5 名で増減 (ハ) 庶務 2 名
 - (ニ) 会計 1 名
- 以下、役員と記す。

2. 任務

- (イ) 会長は本会の代表者で会務を統括するとともに、諸会合を召集し、総会の決議事項を執行する。
- (ロ) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これに代わる。
- (ハ) 庶務は本会の記録を司り、これを総会に報告して承認を受けるか、会合の通知を発する。また、PTA通信の発行、会員の意見交換などの広報活動に努める。
- (ニ) 会計は会計事務を司り、総会に報告して承認を受けるほか、会員の要求のある時は会計簿を閲覧に供する。

3. 任期

- (イ) 任期は次年度の予算総会までとする。但し、再選を妨げない。
- (ロ) 補欠役員の任期は前任者の残存期間とする。

4. 役員選挙

- (イ) 役員選挙は毎年総会において、別に定めた選挙細則により行う。

第8条 委員会

1. 構成

- (イ) 運営委員会
役員、地域の委員長及び副委員長、学校長、教頭、教職員のうち 1 名によって構成する。
- (ロ) 地域委員会
地域ごとに選出された委員によって構成する。
地域委員長は本部役員が務める。
- (ハ) 選挙管理委員会
別紙選挙細則による。
- (ニ) 会計監査委員会
総会において選出された 3 名の会計監査委員により構成する。
- (ホ) 特別委員会
必要に応じ、会長の委嘱を受けた者により構成する。
委員長、副委員長は互選する。

2. 任務

(イ) 運営委員会

各委員会との連絡調整及び会員の声を反映し、各委員会より立案された事業計画・報告並びに総会提案事項について、審議検討する。

(ロ) 本部役員会

1) セミナー係

- ・地域生徒指導連絡協議会主催の講演会への参加。
- ・人権セミナーの企画・運営。
- ・学校保健会への参加。
- ・会員相互の教養を高め、親睦を図るための行事を企画・運営。

2) 安全パトロール係

- ・自転車教室への参加。
- ・人権尊重街頭啓発活動への参加。
- ・愛のパレードへの参加。
- ・あいさつ運動の実施。
- ・児童の登下校時の安全確保に努める。
- ・救命救急講習会への参加。

3) 広報係

- ・「音羽川ひろば」の企画・編集・発行。

4) ふれあい音羽川係

- ・ふれあい音羽川への参加及び準備。

5) 推薦係

- ・会員が役員の推薦を選挙管理委員会に行う際に相談役となる。

以上の係は、総会決定内容により変動することがある。

(ハ) 地域委員会

各地域の会員相互の連絡を密にし、交通安全・環境浄化に努める。
活動内容は別途定めるものとする。

(ニ) 選挙管理委員会

役員を公正に選出するための選挙管理業務を行う。

(ホ) 会計監査委員会

当該年度内、随時に監査を適正に行い、その結果を年度末に総会で報告する。

(ヘ) 特別委員会

必要に応じ、会長から委嘱された臨時特別事項を各委員会に準じて行う。

第9条 総 会

1. 総会は本会の最高意思決定機関である。
2. 毎年2回以上開くこと原則とし、主要事項を審議決定する。
3. 総会の定足数は全会員の5分の1とする。但し、委任状を認める。
4. 総会を開くには、前もって議事内容を明示し、全会員に通知する。
5. 議長はその都度選出する。また、議長は出席者の多数決により決する。
6. 議案について可否同数の時は議長がこれを決定する。
7. 臨時総会は会長が必要と認めた場合開くことができる。又、会員の10分の1以上の署名要求があった場合には開くものとする。
8. 総会は書面等で行うことができる。この場合、投票をもって出席とし、定員数は全会員の5分の1とする。

第10条 会 計

1. 本会の経費は会費・寄付金・事業収入による。
2. 会費は一世帯月額300円とする。
3. 会計年度は4月1日に始まり翌年3月末をもって終わる。

第11条 規約改正

規約改正は総会に於いて、出席者の3分の2以上の同意によって行う。

但し、前もって全会員に通知しておかなければならない。

また、書面等をもって総会を行う場合は、有効票の3分の2以上の同意によって行う。

第12条 リコール制

役員や委員の中に不適任者のあるときは、会員の過半数の賛成によりリコールすることができる。

第13条 同好会

1. 会員は運営委員会の承認を得て、同好会を結成することができる。
2. 各同好会の代表は、予算及び活動に関して定められた役員（主として会長）を通じ、運営委員会の承認を得なければならない。

附 則

慶弔規定は別に定める

本規約は昭和55年4月1日より施工する。

昭和58年 3月 7日一部加除修正

昭和63年 3月15日名称をPTAと改正

平成 2年 3月14日一部規約改正（保健委員会を設ける）

平成 4年 3月11日一部規約改正（文化体育委員会を設置）

平成 5年 3月12日一部規約改正（会費の値上げの件）

平成 5年 6月21日一部規約改正（運営委員会代理出席認可の件）

平成 6年 3月 一部規約改正（委員会の形態を変える）

平成 7年 3月 8日一部規約改正（係の形態を変更）

平成 8年 3月 一部規約改正（係の形態を変更）

平成 9年 3月 5日一部規約改正（係の形態を変更）

平成 9年12月10日一部規約改正

平成12年 3月 8日一部規約改正（女性代表の名称を変更など）

平成13年 3月 9日一部規約改正（プール当番係を削除）

平成14年 3月 8日一部規約改正（推薦委員会に関して）

~~（但し、推薦委員会の細部に関しては試行期間を3ヶ年とする）~~

平成15年 3月 5日一部規約改正（クラス委員会の形態を変更）

平成16年 3月10日一部規約改正（クラス代表委員の人数を変更）

平成16年 3月10日一部加除修正

平成21年 3月10日一部修正（はぐくみ委員会の新設）

平成22年 5月27日一部規約改正（副会長の人数変更）

平成22年10月 5日一部規約改正（免除の形態を変更・追加）

平成23年 3月11日一部規約改正（地域委員副委員長の人数変更）

平成24年 3月 9日一部規約改正（免除の形態）

平成26年 3月15日一部規約改正（係の形態を変更）

令和 2年 3月14日一部改正

（係の活動内容の変更・免除の形態の追加・地域委員についての追記）

令和 3年 3月13日一部規約改正（副会長の定員数の変更）

令和 7年 ○月○○日一部規約改正

（クラス委員会推薦委員会の削除および、それらの任務を本部役員会へ移行。書面総会の追記）

音羽川小学校 P. T. A. 選挙細則（案）

第1条 総 則

本細則は P.T.A.本部役員（以下、役員と記す。）及び会計監査の選出を総会で
行うについて、規約の精神を遵守し得る善良な執務と円滑な運営を期するため
の公正な選挙の方法を規定する。

第2条 立候補

全ての会員は立候補をし、また推薦を受ける権利を有する。
但し立候補を志す者は、立候補の所信内容を文書によって提出しなければならない。

第3条 選挙管理委員会の業務

選挙の実施にあたり、選挙管理委員会を設け次の業務を行う。

- (イ)立候補及び推薦の受付 (ロ)告示 (ハ)公示
- (ニ)投票管理 (ホ)開票管理

第4条 選挙管理委員会の構成

選挙管理委員会は下記をもって構成する。

- (イ)委員長 1名 (ロ)副委員長 1名 (ハ)委員 若干名

第5条 選挙管理委員

選挙管理委員は運営委員会において指名する。

委員長・副委員長は委員の互選による。

また任期は毎年4月より翌年3月までとする。

第6条 告 示

選挙管理委員会は、選挙実施の少なくとも1ヶ月前に、その計画の細目を決定
告示しなければならない。

第7条 投 票

選挙は全て秘密投票により、一家庭一票とし、会員以外の投票は認めない。

第8条 決選投票

候補者の得票が投票総数の過半数に満たない時は、上位2名につき決選投票を
行う。

第9条 決定投票

得票同数なる時は、該当者において決定投票を行う。

第10条 無効投票

下記の投票は無効とする。

1. 所定の用紙を使わないもの。
2. 姓名の判別の難しいもの。
3. 被選挙者を誤ったもの。

第11条 開票発表

選挙管理委員長は開票後当選を確認し、直ちに下記事項を発表しなければならない。

1. 有効投票数及び無効投票数。
2. 当選者氏名及び得票数。
3. その他必要と認めた事項。

第12条 被選挙権の停止

選挙管理委員会は会員で下記の行為のあったときは、選挙権・被選挙権の権利を停止することができる。

1. 選挙を目的とする金品の授受。
2. 投票の自由を拘束する決議及び言動。
3. 規約第2条の目的に反する言動及び本会を否定する言動。

第13条 信 任

役員候補者は総会にて信任を受けることとする。

第14条 会計監査

会計監査は役員就任後の総会において、会員中より選出する。

第15条 補欠選挙

役員並びに会計監査に欠員の生じた時は、前各条に準じて補欠選挙を行うことができる。

第16条 改 廃

本規約の改廃は、総会において承認を得るものとする。

附 則

本規則は昭和 5 5 年 4 月 1 日より実施する。

昭和 5 8 年 3 月 7 日 一部加除訂正

昭和 6 3 年 3 月 1 5 日 名称改正

平成 6 年 3 月 一部改正

平成 9 年 1 2 月 1 0 日 一部改正

平成 1 4 年 3 月 8 日 一部改正

~~（但し、推薦委員会の細部に関しては試行期間を 3 ヶ年とする）~~

平成 1 6 年 3 月 1 0 日 一部加除修正

平成 1 8 年 3 月 8 日 一部加修正

令和 7 年 〇月〇〇日 一部削除（推薦委員に係る部分を削除）

音羽川小学校 P. T. A. 慶弔規定（案）

1. 慶事に関して
 - ・ 学校長転退任の場合.....記念品を贈る（基準額 10,000 円）
2. 弔事に関して
 - ・ 本校児童死亡の場合.....供花と香料(10,000 円)
 - ・ P.T.A.会員死亡の場合.....供花と香料(10,000 円)
 - ・ 学校教職員死亡の場合.....供花と香料(10,000 円)
 - ・ 歴代学校長・歴代 P.T.A.会長死亡の場合.....供花
 - ・ 地域功労者死亡の場合.....供花
3. 見舞金に関して（P T A主催及び協賛の際）5,000 円
4. 上記以外については、その都度本部役員会で決定する。

附 則

昭和 5 9 年 2 月 2 9 日	規定一部改正
昭和 6 3 年 3 月 1 5 日	名称改正並びに規定一部改正
平成 1 6 年 3 月 1 0 日	名称改正並びに規定一部改正
令和 7 年〇月〇〇日	学校教職員の結婚に係る慶事を削除

音羽川小学校P. T. A. 組織図

